



婚姻届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受 理	令和 年 月 日	発 送	令和 年 月 日
第 号		長 印	
送 付	令和 年 月 日		
第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票
			附 票
			住 民 票
			通 知

(1)	氏 名 (ふ り が な) 生 年 月 日	夫 に な る 人		妻 に な る 人	
		氏	名	氏	名
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)				
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番		番地 番	
		筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
(4)	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父	続き柄 男	父	続き柄 女
		母		母	
		養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女
		養母		養母	
(5)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏	新本籍 (左の☐の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
		☐ 妻の氏	番地 番		
(6)	同居を始めた とき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(7)	初婚・再婚の別	☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)		☐ 初婚 再婚 (☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	
		同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1 人から99人までの世帯 (日々または1 年未満の契約の雇用者は5) 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々また は1 年未満の契約の雇用者は5) 5. 1 から4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
		(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	そ の 他	夫の職業		妻の職業	
届 出 人 署 名 (※押印は任意)		夫 印		妻 印	
事 件 簿 番 号		住所を定めた年月日 夫		年 月 日 妻 年 月 日	

令和 年 月 日	午前 時 分受領
夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理	☐ 有 ☐ 無
通知	☐ 要 ☐ 不要
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
不受理	☐ 有 ☐ 無
通知	☐ 要 ☐ 不要
使 者 ()	☐ 免 ☐ 旅 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
送付	年 月 日
確 認	通 知

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

記 入 の 注 意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください (役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。

連絡先	電話 ()
	自宅・勤務先 []・携帯

